

平成19年第2回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

(会議録第2号)

平成19年11月26日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第2回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

11月26日

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	2
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
議事の経過	
仮議席の指定	7
議長の選挙	7
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
副議長の選挙	10
広域連合長の専決処分事項の指定について	11
平成18年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出 決算認定について	12
専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合個人 情報保護条例の一部を改正する条例）	15
専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合情報 公開条例の一部を改正する条例）	15
三重県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について	16
三重県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について	17
三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 制定について	18
三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正 について	36
三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部の改正について	36
平成19年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 （第1号）	37
三重県市町公平委員会への加入に関する協議について	39

三重県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について……………	4 0
監査委員の選任同意について……………	4 2

平成19年第2回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第2号）

1 招集年月日

平成19年11月26日 月曜日

1 招集場所

津市桜橋二丁目96番地 三重県自治会館第2・3研修室

1 開会及び閉会の日時

開会 平成19年11月26日 午後1時30分

閉会 平成19年11月26日 午後3時12分

1 出席議員（30人）

1番	藤原健朗	2番	田村宗博
3番	黒田憲吾	4番	笹岡秀太郎
5番	亀井秀樹	6番	佐之井久紀
7番	奥田修	8番	中出実
9番	水谷元	10番	川口拓夫
11番	松原俊夫	12番	大西克美
13番	福田博行	14番	伊藤允久
15番	小坂勝宏	16番	野村保夫
17番	河上敢二	20番	今岡睦之
21番	岩田佐俊	22番	平野勲
23番	佐藤均	24番	石原正敬
25番	田代兼二郎	26番	松岡正克
27番	長谷川順一	28番	中井幸充
29番	中谷治之	30番	辻村修一
32番	谷口世紀	33番	稲葉輝喜

1 欠席議員（ 6人）

18番	日 沖 靖	19番	竹 内 千 尋
31番	中 村 順 一	34番	奥 山 始 郎
35番	古 川 弘 典	36番	西 田 健

1 職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記長	猪 飼 康 弘	書記	古 市 一 成
書記	大 井 久 士	書記	山 本 耕 生

1 説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	松 田 直 久	副広域連合長	森 下 隆 生
副広域連合長	山 田 信 博	副広域連合長	尾 上 武 義
事務局長	安 田 謙	会計管理者	前 野 龍 次
監査委員	前 田 美 和	事務局次長	服 部 秀 二
事業課長	佐 藤 哲 也		

1 議事日程（第1号）

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙
- 追加議事日程（第1号）
 - 第1 議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 副議長の選挙
 - 第5 議員提出議案第3号 広域連合長の専決処分事項の指定について
 - 第6 議案第8号 平成18年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
 - 第7 議案第9号 専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広

- 域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例)
- 第 8 議案第 10 号 専決処分の承認について(三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例)
 - 第 9 議案第 11 号 三重県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について
 - 第 10 議案第 12 号 三重県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について
 - 第 11 議案第 13 号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について
 - 第 12 議案第 14 号 三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正について
 - 第 13 議案第 15 号 三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部の改正について
 - 第 14 議案第 16 号 平成 19 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)
 - 第 15 議案第 17 号 三重県市町公平委員会への加入に関する協議について
 - 第 16 議案第 18 号 三重県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について
 - 第 17 議案第 19 号 監査委員の選任同意について
-

1 会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 追加議事日程(第 1 号)
- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長選挙
- 日程第 5 議員提出議案第 3 号 広域連合長の専決処分事項の指定について
- 日程第 6 議案第 8 号 平成 18 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 9 号 専決処分の承認について(三重県後期高齢者医

- 療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 議案第 10 号 専決処分の承認について(三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例)
- 日程第 9 議案第 11 号 三重県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について
- 日程第 10 議案第 12 号 三重県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について
- 日程第 11 議案第 13 号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 14 号 三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正について
- 日程第 13 議案第 15 号 三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部の改正について
- 日程第 14 議案第 16 号 平成 19 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 15 議案第 17 号 三重県市町公平委員会への加入に関する協議について
- 日程第 16 議案第 18 号 三重県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について
- 日程第 17 議案第 19 号 監査委員の選任同意について

1 議事の経過

午後 1 時 30 分 開会

○議会書記長(猪飼康弘君)

失礼します。私、議会書記長の猪飼でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、この際ご紹介をさせていただきたいと思っております。

3 月に開催いたしました第 1 回定例会以降、新しく当広域連合議員に就任されました皆様をご紹介させていただきます。

四日市市の笹岡秀太郎議員でございます。(拍手)

松阪市の中出実議員でございます。(拍手)

鈴鹿市の松原俊夫議員でございます。(拍手)

鈴鹿市の大西克美議員でございます。(拍手)

名張市の福田博行議員でございます。(拍手)

鳥羽市の野村保夫議員でございます。(拍手)

伊賀市の岩田佐俊議員でございます。(拍手)

川越町の松岡正克議員でございます。(拍手)

度会町の中村順一議員は本日、欠席の届けが出されています。

続きまして大紀町の谷口世紀議員でございます。(拍手)

また、任期満了に伴います町長選挙が行われ、東員町におかれましては、佐藤均様が、朝日町におかれましては、田代兼二郎様が当選を果たされ、引き続き、当広域連合議会議員に就任されましたので、ご紹介申し上げます。

東員町の佐藤均議員でございます。(拍手)

朝日町の田代兼二郎議員でございます。(拍手)

以上でご紹介を終わらせていただきます。

当広域連合議会におきましては、閉会中に、前田行正議長と大西満穂副議長から、それぞれ議員辞職願が提出されております。このため現在、議長職及び副議長職が、空席となっておりますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員のうちより、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

大台町より選出の中谷治之議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

中谷治之議員、議長席へお願いします。よろしくお願いします。

〔臨時議長 中谷治之君 議長席 着席〕

○臨時議長（中谷治之君）

ただいま、ご紹介いただきました大台町選出の中谷でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしく願いいたします。

○臨時議長（中谷治之君）

ただいまの出席議員数は30名でございます。よって定足数に達しておりますので、ただいまから、平成19年第2回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

なお、議案説明のため広域連合長以下関係者の出席を求めていますことをご報告いたします。

会議に先立ち、広域連合長から招集のごあいさつがあります。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○臨時議長（中谷治之君）

広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

招集に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、何かとご多用の中、当広域連合議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、議員の皆様方には、平素から当広域連合の運営につきまして、格別のご指導、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

平成20年4月の後期高齢者医療制度の施行まで、残すところ4ヶ月余りとなってまいりました。当広域連合では、初めての保険料の賦課・決定や、制度を運営するための市町と連携した電算システムの構築、後期高齢者の保健事業の実施など様々な事務について、鋭意準備を進めているところでございます。

本日の定例会におきまして、ご審議いただきます案件は、平成18年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定1件のほか、専決処分の承認案件が2件、条例の制定が3件、条例の一部改正が2件、平成19年度一般会計補正予算、三重県市町公平委員会への加入に関する協議、広域計画の作成についてでございます。

また、監査委員の選任につきましても、本議会の同意を得るため、議案といたしまして提出をさせていただきました。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。（拍手）

○臨時議長（中谷治之君）

ありがとうございました。

午後1時37分 開議

これから、本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

新たに選出された議員の仮議席は、ただいまご着席の席を指定いたします。

〔指定された仮議席〕

4番	笹岡秀太郎	8番	中出実
11番	松原俊夫	12番	大西克美
13番	福田博行	16番	野村保夫
21番	岩田佐俊	23番	佐藤均
25番	田代兼二郎	26番	松岡正克
32番	谷口世紀		

○臨時議長（中谷治之君）

次に日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によって行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中谷治之君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

○臨時議長（中谷治之君）

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中谷治之君）

ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

○臨時議長（中谷治之君）

本広域連合議会の議長に、中出実議員を指名いたします。

○臨時議長（中谷治之君）

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました中出実議員を議

長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中谷治之君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中出実議員が議長に当選されました。ただいま、議長に当選されました中出実議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知します。

議長、就任について、ごあいさつ願います。

○議長（中出実君）

失礼いたします。ただいま、皆様方の全員のご賛同をいただきまして当広域連合の議長に就任しました中出実でございます。もとより浅学非才の身でございますが、来年4月に始ります、この新しい制度に向かった議会運営を精一杯努めさせていただきます。高所大所、皆様方のご指導をよろしくお願い申し上げまして甚だ簡単ではございますが、就任に際してのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（中谷治之君）

ありがとうございました。以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了しました。

それでは、中出実議長と交代します。皆様のご協力、誠にありがとうございました。

〔臨時議長 中谷治之君退席、議長 中出実君 議長席 着席〕

○議長（中出実君）

これより、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、追加議事日程第1号により議事を進めます。

○議長（中出実君）

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいまご着席の議席を指定いたします。

4番	笹岡秀太郎	8番	中出実
11番	松原俊夫	12番	大西克美
13番	福田博行	16番	野村保夫
21番	岩田佐俊	23番	佐藤均
25番	田代兼二郎	26番	松岡正克
32番	谷口世紀		

○議長（中出実君）

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第107条の規定により、議席番号2番田村宗博議員及び22番平野勲議員を指名いたします。

○議長（中出実君）

日程第3、「会期の決定」を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日間にいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日間と決定いたしました。

○議長（中出実君）

日程第4、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（中出実君）

副議長に、谷口世紀議員を指名いたします。

○議長（中出実君）

お諮りします。ただいま、議長において指名いたしました谷口世紀議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました谷口世紀議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました谷口世紀議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知します。

副議長に就任されました谷口議員、ごあいさつ願います。

○副議長（谷口世紀君）

一言、副議長の就任にあたりましてごあいさつ申し上げます。今回、副議長という大役を仰せつかりました大紀町の谷口世紀でございます。いよいよ本格的な後期高齢者の独立の保険制度がスタートする一番大事な時期でございますが、私自身も与えられた任期を一生懸命、責務を全うさせていただきたいと思っております。そして、新議長さんを補佐しながら全力をもってがんばっていきたく思いますので、どうか議員各位の皆様方には格別のご指導とご鞭撻を賜りますことよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、一言就任のごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中出実君）

ありがとうございました。

○議長（中出実君）

日程第5、議員提出議案第3号「広域連合長の専決処分事項の指定について」を議題とします。

本案について、議会書記長から提案理由の説明をいたします。

○議会書記長（猪飼康弘君）

議長。

○議長（中出実君）

議会書記長。

○議会書記長（猪飼康弘君）

ただいま上程されました議員提出議案第3号「広域連合長の専決処分事項の指定について」につきまして、ご説明申し上げます。

議員提出議案第3号、広域連合長の専決処分事項の指定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、長において専決処分することができる。とされており、各市場議会における取扱いに準じて指定するものであります。

1件100万円（自動車事故に係るものについては、自動車損害賠償保障法の規定に基づく保険金額の最高限度額）以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること並びにこれらに伴う和解及び調停に関することについては、これを広域連合長において専決処分することができるものとするものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

○議長（中出実君）

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論の発言通告はございませんが、皆様よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議員提出議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中出実君）

次に日程第6、議案第8号「平成18年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（中出実君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第8号、平成18年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、決算審査意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により、議会の認定をいただくものであります。

なお、広域連合の設立が平成19年2月1日と年度途中でありましたことから、通年決算ではなく、平成19年2月1日から同年3月31日までの2カ月間という期間での決算となっております。

決算の概要といたしましては、予算現額1千188万1千円に対し、収入済額1千188万円、支出済額1千97万8千647円、差引残額90万1千353円であります。

監査委員よりいただきました決算審査意見書のとおり、平成20年4月の制度開始に向けて、遺漏なく準備に取り組んでまいります。

なお、残余につきましては、会計管理者より説明いたします。

○会計管理者（前野龍次君）

議長。

○議長（中出実君）

会計管理者。

○会計管理者（前野龍次君）

歳入歳出決算事項別明細書によりまして、ご説明させていただきます。

初めに歳入でございます。歳入歳出事項別明細書の3ページ、4ページをお願いいたします。第1款、分担金及び負担金は、これは県内29関係市町の負担金で予算現額1千188万円に対し、調定額、収入済額とも1千188万円であります。

第2款、諸収入は、予算現額1千円に対し、調定額、収入済額はございません。以上、一般会計の歳入合計は予算現額1千188万1千円に対し、調定額1千188万円、収入済額は1千188万円です。調定額に対しては、100%の収入率であります。

続きまして、歳出でございます。歳入歳出事項別明細書の5ページ、6ページをお願いいたします。第1款、議会費は予算現額71万円に対し、支出済額20万2千660円で、不用額は50万7千340円、執行率は28.5%でございます。これは3月28日に開催いたしました第1回定例会にかかるものであります。

第2款、総務費は予算現額1千114万5千円に対し、支出済額1千77万5千987円で不用額は36万9千13円、執行率は96.7%であります。支出の主なものは、特別職の報酬2万7千円、事務局の職員手当等9万9千918円、旅費10万1千120円、需用費は14万3千436円で事務用消耗品費、公用車の燃料費などです。役務費6万1千123円は、電話代等の通信運搬費です。使用料及び賃借料は126万6千円で事務所借上料29万98円、事務処理機器借上料82万7千652円などです。備品購入費は25万845円で、事務局用備品としてシュレッダーを購入いたしました。負担金、補助及び交付金882万6千432円につきましては、派遣職員人件費負担金などです。

第3款、予備費は予算現額2万6千円に対し、執行はございませんでした。以

上、一般会計の歳出合計は、予算現額1千188万1千円に対し、支出済額1千97万8千647円で執行率は92.4%、不用額は90万2千353円です。

7ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額1千188万円に対し、歳出総額1千97万8千647円で歳入歳出差引額は90万1千353円となり、実質収支額も同額でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審査の程、お願い申し上げます。

○議長（中出実君）

それでは本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論の発言通告はございませんが、皆様よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第8号について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（中出実君）

次に日程第7、議案第9号「専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例）、日程第8、議案第10号「専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例）」以上、議案2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（中出実君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第9号、専決処分の承認につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正するものでありまして、広域連合が保有する個人情報保護の履行の確保を図るため、罰則規定を早急に追加する必要があり、平成19年6月20日に専決処分をいたしましたので、本議会にご報告申し上げ、同処分のご承認をお願いするものであります。

また、議案第10号、専決処分の承認につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正するもので、個人情報保護条例における罰則規定の追加に伴いまして、情報公開条例第16条で定める情報公開審査会で知り得る広域連合が保有する情報保護の履行の確保を図るため、罰則規定を早急に追加する必要があり、平成19年6月20日に専決処分をいたしましたので、本議会にご報告申し上げ、同処分のご承認をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（中出実君）

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論の発言通告はございませんが、皆様よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第9号及び議案第10号の議案2件について、原案のとおり承認することにご意義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号及び議案第10号は、原案のとおり承認することに決定されました。

○議長（中出実君）

次に日程第9、議案第11号「三重県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（中出実君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第11号、三重県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定につきましては、行政手続法第46条の規定に基づき、広域連合が行う処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、共通する事項を定めることによりまして、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益を保護することを目的として、条例を制定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（中出実君）

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論の発言通告はございませんが、皆様よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第11号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中出実君）

日程第10、議案第12号「三重県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（中出実君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第12号、三重県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定につきましては、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、広域連合の財政運営の健全化及び調整を図ることを目的として、条例を制定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（中出実君）

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論の発言通告はございませんが、皆様よろしい

でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第12号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中出実君）

次に日程第11、議案第13号「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（中出実君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第13号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令に定めがあるもののほか、広域連合が行う後期高齢者医療について定めようとするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（中出実君）
事務局長。

○事務局長（安田謙君）

詳細につきましてご説明させていただきます。

条例の主な内容につきましては、別添の参考として付けさせていただきます。「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について」によりまして、ご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。第2条、葬祭費につきましては、被保険者が死亡したときに、葬祭を行う者に対し葬祭費として5万円を支給しようとするものでありまして、支給額については、高齢者医療制度に移行する8割強の方が県内全市町の国民健康保険の被保険者でありますことから、国民健康保険における支給額を参考にいたしますと、5万円が多数であり、また、被用者保険の埋葬料につきましても、同額に定められていることから5万円とするものであります。

第3条、保健事業につきましては、被保険者の健康の保持増進のため、健康診査の実施や健康相談等の機会の確保を行おうとするものであります。保健事業の実施に当たりましては、被保険者の利便性の確保等の視点から、介護保険制度の生活機能評価との同時実施や県内何れの健診機関でも受診可能なフリーアクセス制度の構築が必要であると考えております。

平成20年度の受診率は40%を想定し、5年後の平成24年度までには国民健康保険と同様に65%の受診率を目指しているところであります。なお、受診者の負担額については、住民税課税世帯500円、非課税世帯200円の一定額を負担していただく予定です。

第4条からは、保険料について規定しようとするものでありますが、被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額となります。

三重県の状況は、平成20年度の被保険者数の見込み数が、21万5千899人で、65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり制度に加入される人も含んでおります。

一人あたりの老人医療費は、平成18年度は72万6千576円、平成18年中の一人あたりの所得金額は46万4千574円となっておりまして、これらを基礎数値といたしまして、平成20年度及び平成21年度の2年間の平均事業費及び収入見込み額を算出し、保険料の賦課総額を算定いたしております。

なお、賦課総額の中の所得割部分と被保険者均等割部分の割合は、所得割50パーセント、被保険者均等割50パーセントを基本とするよう定められていますが、三重県の場合は所得金額が平均以下であり、このことから国の調整交付金

で調整されますことから、その割合は所得割約46パーセント、被保険者均等割は約54パーセントとして算定しております。

第7条、所得割率及び被保険者均等割額は、別に定める一部の市町を除き、広域連合の全区域にわたって均一とするものであります。

第8条、平成20年度及び平成21年度の2年間の所得割率は、100分の6.79でございます。

第9条、平成20年度及び平成21年度の2年間の被保険者均等割額は、3万6千758円でございます。

一人あたりの平均保険料は、平成20年度見込み額といたしまして、6万8千77円、月額換算5千674円と想定をさせていただいております。なお、この額は所得の少ない者、被用者保険被扶養者の軽減措置前の金額であります。

第10条は、保険料の賦課限度額でありまして、高齢者の医療の確保に関する法律施行令にありますとおり、限度額を年額50万円に定めようとするものでございます。

第14条、所得の少ない者に係る保険料の減額につきましては、その世帯の所得状況に応じて、被保険者均等割額の10分の7、10分の5、10分の2の額を減額しようとするものであります。

第15条、被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額については、後期高齢者医療制度に加入したときから2年間に限り、被保険者均等割額の10分の5の額を減額しようとするものであります。

ただし、平成20年度においては、被扶養者であった被保険者に対し賦課する被保険者均等割額は、20分の19を控除した額とし、その徴収は平成20年10月からとして附則第7条及び第8条で規定いたしております。

2ページをお願いいたします。第18条、保険料の減免につきましては、一定の基準により、被災者及び生活困窮による納付困難者等に対して行おうとするものでございます。

第20条、広域連合が賦課した保険料につきましては、被保険者から関係市町が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付することを定めたものでございます。

附則第2条、第5条及び別表は、一定期間の平均老人医療給付費が広域連合内平均老人医療給付費より20%以上低く乖離している度会町につきましては、6年間不均一保険料を適用しようとするものであります。

9ページをお願いいたします。被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付の取り扱いにつきましては、保険料負担の公平性の維持と保険財政の安定があげられます。長期間の保険料滞納者に対して、資格証明書を交付することになりますが、それには滞納者の事情を充分精査し事務を行っていきたいと考えております。

また、短期被保険者証につきましては、有効期限を短くすることによりまして滞納者との接触の機会を多く設けることで、納付相談等を一層深めることを目的としております。

以上で説明を終わります。よろしく、ご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（中出実君）

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○奥田修議員

議長。

○議長（中出実君）

7番、奥田議員。

○奥田修議員

松阪市から選出されています、奥田修でございます。議長のお許しをいただきましたので議案第13号「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について」質問をします。

松阪市では、本年9月28日の松阪市議会本会議において後期高齢者医療制度にあたっての請願が採択をされ、その趣旨の実現について当広域連合にお願いをしたところでございます。そこで、その趣旨を受けて4点質問させていただきます。

1つ目に保険料に関してでございますが、現行の老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度では今まで、家族に扶養され、保険料が無料だった高齢者を含め、75歳以上の全ての高齢者から月平均5千674円の保険料が徴収されることとなります。介護保険料と合わせますと月1万円程度の保険料が年金から天引きされることとなります。高齢者の生活実態や経済状況を十分把握したうえでの保険料設定と存じますが、生活実態等への配慮の内容について改めてお伺いいたします。

2つ目に減免制度に関してでございますが、高齢化の進展や社会経済情勢等の変化に伴い、収入の減少から生活困窮者が増加の傾向にあります。災害、病気、失業等で保険料を納めることが著しく困難である被保険者については減免制度が活用できるように運用していただきたいわけではありますが、その点いかがか改めてお伺いします。

3つ目に資格証明書に関してでございますが、保険料滞納者には能力に応じた納付指導を行い、安易に保険証の取り上げをしないように慎重に取り扱われるも

のと存じますが、滞納者に対してどのような取扱いを考えておられるのか改めてお伺いします。

4つ目に健康診査に関してでございますが、老人保健法のもとで現行のサービスが低下しないよう、実施していただきたいわけですが、生活習慣病健診、保健指導の実施方法についてお伺いをいたします。

以上の諸点について、ご答弁をよろしくお願いします。

○議長（中出実君）

ただいまの奥田議員の質疑に対する答弁を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（中出実君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

私のほうから、一点目と四点目のご質問については、お答えさせていただきます。

一点目の保険料について、国が定めた方法により広域連合で算定した保険料算定結果は、生活実態に配慮した軽減措置を行う前の月額平均保険料として、ただいまご指摘いただきましたとおり、被保険者一人あたり5千674円となっております。国が全国平均として示している約6千200円より、500円余り低くなっております。

その理由は、算定の基礎となる一人当たり平均所得が全国と比較いたしまして約16%、老人医療費が約13%低いことが大きな理由と考えております。

保険料の生活実態への配慮につきましては、低所得世帯への措置として、所得状況により、被保険者均等割保険料の7割、5割、2割を軽減する措置を講じております。

また、今まで被用者保険の被扶養者として保険料負担がなかった被保険者への措置として、資格取得時から2年間、均等割保険料を5割軽減するほか、平成20年度限りの措置として、4月から9月までは保険料を無料、10月から平成21年3月までは年間均等割保険料の20分の1のみを負担する追加措置がなされる予定です。

これらの措置により、平成20年度においては、被保険者の過半数が何らかの保険料軽減措置を受けるものと考えております。

それから四点目のご質問である健康診査について、老人保健法でのサービスが低下しないよう後期高齢者医療制度でも実施を望むということでございます。

後期高齢者医療制度の中で、後期高齢者の健康診査は努力義務とされていますが、現在の老人保健法における基本健診では対象者となっており、年齢で一律に対象外とすることは、被保険者の理解は得られないものと考えております。

また、国におきましても、後期高齢者に対しては、生活の質を確保する介護予防とともに、糖尿病等の生活習慣病を早期発見するための健康診査は重要とされていることから、当広域連合では、後期高齢者に対する生活習慣病を中心とした健康診査を実施する予定です。

健康診査の実施方法については、当広域連合が県内全域を管轄するメリットを活かすため、県内の被保険者が、県内どの地域の健診機関でも一定の項目の健康診査と健康指導を、一定の自己負担で受診できるよう関係者との調整を行っているところです。

また、介護予防の生活機能評価と同時実施することにより、被保険者の利便を図るとともに、健診項目の増加や経費の削減を図っていきます。

また、健康診査後の保健指導については、本人の求めに応じて、市町の健康相談等の機会を提供できる体制を確保いたします

私からは以上です。残余については担当から説明いたします。

○事務局長（安田謙君）
議長。

○議長（中出実君）
事務局長。

○事務局長（安田謙君）

二点目と三点目のご質問につきまして、広域連合長の残余についてお答えさせていただきます。

二点目の減免制度についてでございます。

当広域連合では、減免制度として災害を理由とする減免、生活困窮により保険料納付が著しく困難となったことを理由とする減免の二つの種類の制度を設けております。

減免制度の活用についてでございます。

減免制度の活用の促進と保険料負担の公平性維持を両立させるため、減免基準を明確にさせていただくとともに、対象となる被保険者やその世帯の生活の実態を正確に把握し、適切な減免措置を行っていきたいと考えています。

三点目のご質問である資格証明書の取扱いについてでございます。

資格証明書の交付にあたりましては、被保険者間の公平性の維持、保険財政安定等のため、国民健康保険と同様に保険料の納付期限後1年を経過した保険料滞納者に対して資格証明書の交付を考えております。

交付にあたりましては、資格証明書の交付に至るまでに、保険料徴収事務者である市町と連携して適切な納付指導や事情に応じた短期証明書の活用を行うとともに、資格証明書の交付要件でございます特別の事情の申し出の機会の確保やそれらの事情の精査を行うことにより、適切な交付に努めていきたいと考えています。

以上でございます。

○奥田修議員

議長。7番奥田です。

○議長（中出実君）

7番、奥田委員。

○奥田修議員

短期証明書とおっしゃいましたが、短期保険証のことであろうというふうに思います。お尋ねをいたしました諸点について広域連合長と事務局長からいずれもその趣旨を受けてのご答弁をいただいたものと存じます。ありがとうございます。運用の実際にかかるところも多いのではないかと存じます。

ご答弁をいただきました事項の適切な運用について引き続きご尽力をお願い申し上げます。質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中出実君）

他に質疑はございますか。

○佐之井久紀議員

議長。

○議長（中出実君）

6番、佐之井議員。

○佐之井久紀議員

本制度がいよいよ来年度から施行されるわけですが、基本的には市町任せに全

てをするなどという視点にたつて一、二点質問させていただきたいと思います。

ご案内のとおり、この制度につきましては保険者が広域連合、広域連合は保険料の賦課をするわけですが、被保険者に対する徴収事務と窓口事務については、全て市町が対応することとなっています。したがって、この制度自体が来年度からということになっていますが、実際はあまり理解されていないのが現状ではないのかなと考えています。実は昨日、ある会合に出まして80人ぐらいの方がお見えになったのですが、この話を少ししたら全然分かっていない。理解されていない。したがって、制度の運営は広域連合がするという理解を絶対にさせていかなければならないと考えています。現在までの被保険者あるいは県民に対する啓発活動はどの程度行っているのか、また今後その点についてどのように行っていく考えがあるのか、まず1点お聞きしたい。

それから、広域連合と市町とのかかわり方について一つお尋ねしたいのですが、これは市町の窓口についてです。恐らく来年度から市町の窓口は悲鳴を上げると思っています。これはぜひ統一した見解を出していただかないと、例えば各市町間でバラバラではたまったものではございません。

例えば、減免申請に来る、あるいは徴収猶予に来る、あるいは短期保険証の申請に来る、あるいは資格証明書の発行等について全て市町が受け持つわけですから、広域連合として市町がバラバラにならないように統一的な、画一的な指導がなければならぬと思います。このへんはどのように考えていますか、二点目としてお聞きしたいと思います。

それから、先ほど松阪市さんから減免のことについて若干ご質問があったわけですが、事務局長さんからのご答弁では減免に対して正確に把握して対応していきたいと、これはこの通りでございますが、それをもう少し具体的に、例えば第三者機関を作って審査するとか、もう少し具体的な方法を考えているのかどうか、また考えていく気があるのかどうか、この点もお答えいただきたい。

以上です。

○議長（中出実君）

では、ただいまの佐之井議員の質疑に対する答弁を求めたいと思います。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（中出実君）

事務局長。

○事務局長（安田謙君）

三点ご質問をいただきまして、一点目の啓発活動についてから説明させていただきたいと思います。

広域連合といたしまして、被保険者や医療保険者への周知徹底の方法といたしまして、広域連合と市町の共同による出前講座を遅くとも年が明けた20年1月から3月にかけて行わせていただきます。これにつきましては年度が替わりましてもご要望がありましたら出かけて行って周知に努めていきたいと思います。また、紙ベースになりますが、県政だよりの平成20年1月の特集ページへの制度概要の掲載をする予定としています。さらにこれを受けまして市町広報誌につきまして年が明けました20年2月から3月にかけて制度説明の掲載をさせていただく予定です。

さらに、私どもで掲示用の県下統一ポスターの作成やリーフレット等を作成致しまして、市町の窓口へも配置をお願いしたいと思っています。さらに主要新聞の広告欄への制度概略の掲載も予定させていただいています。

その他、私どものホームページの活用や市町におきましてはケーブルテレビを活用した情報番組も作成いただくということをお聞きしています。

二点目の統一的な事務方針でございますが、私ども広域連合といたしましては、先ほどご質問がありましたように保険料減免事務、あるいは徴収事務、資格証明書等の交付の件、あるいは葬祭費の支給にとりましても市町窓口と広域連合が連携して行う事務が円滑かつ的確に行えるよう、市町担当職員とともに、明確な基準づくりや事務マニュアルの作成を行っておりまして、これらを活用して、20年2月から3月にかけて事務に携わる市町職員や広域連合職員を対象に事務研修会を開催させていただく予定です。

いずれにいたしましても、市町の窓口で様々な問題が発生することが想定されますので市町と連携を密にした取組みを進めていきたいと考えています。

三点目の減免制度につきまして、特別な取組みということですが、いろいろご意見も聞かせていただくなかで国民健康保険での対応がどのようにされているか、あるいは各広域連合で全国一斉に20年4月から施行されますことから他の状況も見させていただき、適切な対応が取れるような仕組みに努めたいと考えていますのでよろしく申し上げます。

○佐之井久紀議員

議長。

○議長（中出実君）

6番、佐之井議員。

○佐之井久紀議員

どうもありがとうございました。ぜひ、出前講座をできるだけ積極的にしていただきたい。広報に載せたり、ポスターが貼ってあっても何も見てくれません。正直言いまして誰も見ません。昨日、会合に出席しましたが、そこに出席していた80人ぐらいの人達はこのことを全然知りませんでした。

これでは心もとないということで、希望があれば出前講座に行くということではなく、希望がなくても行って下さい。そしてどんどん周知して下さい。こういうことを要望しておきます。

それから、市の窓口の混乱を避けるということですが、これは絶対に混乱しますから、被保険者の方が行く窓口によって言っていることが違うというのは不公平ですから、この辺もきちんとしたマニュアルを作成して、ご答弁では現在マニュアルを作成しているということでしたが、市町との連携を十分強化して対応していただきたい。

それから、最後の減免についてですが、これは直接に財政とかかわることですから減免が多すぎるのは財政に影響してしまいますけれど、それでも事情によって苦しい方には温かく接していただきたいわけですので、出来たら審査をしていく機関を設けていくほうが良いのではないかと。これも考え方として一言申し上げて終わります。ありがとうございました。

○大西克美議員

議長、12番、大西です。

○議長（中出実君）

12番、大西議員。

○大西克美議員

鈴鹿市の大西でございます。私も伊勢市の佐之井議員と同じようなことを思っています。やはり啓発が十分にされていない。果たして、この残り4ヶ月間で十分な啓発ができるのか。負担者の方に十二分に過ぎるぐらいの啓発をしなければならぬと思っています。来年から啓発していきますと言わずに明日からしていかななくてはならない、このぐらいの気持ちを持って出前だけではなくいろいろな啓発の仕方があると思います。

負担者の方に納得していただかないと滞納の原因になってしまいます。いろいろな滞納があるわけですが、県の回収機構でもしていることですが、結局そのようになってしまうと意味がないわけですね。高齢者の方に医療の充実をし

ていただこうとしているのに理解を得られていないのは、政府の方針がころころ変わったということもあるんでしょうけど4ヶ月間で果たして啓発が十分にできるのか。皆さんが思っているほど県民の人は、高齢者の方は理解していませんよ。実際の話、私も近所で聞いても全然分かってもらってなかったですよ。ですから、しっかり啓発に力を入れていただくことが肝要であろうと思います。

それと、保険料の端数が1円単位でということですがけれども、ここら辺の考えは、介護保険でも1円単位まで出していますけれどもやっぱり端数は1円単位まで必要かということをおたずねします。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（中出実君）

事務局長。

○事務局長（安田謙君）

保険料の1円単位の端数処理について、答弁させていただきます。

後期高齢者制度における保険料の徴収方法につきましては、介護保険と同様に年金からの天引きである特別徴収と口座振替等の普通徴収の2つの方法がありまして、それぞれの対象者は、約8割が特別徴収で、普通徴収は2割程度の比率になると考えています。

私どもが今回提案しました条例につきましては、厚生労働省が示しています参考条例を参考にしました。その部分が1円単位を基本としており、また同様の徴収方法で保険料の徴収を行っている県内の介護保険につきまして、かなりの市町において1円単位での徴収が実施されていることから、当広域連合でも1円単位として提案させていただいた次第です。

○大西克美議員

議長。

○議長（中出実君）

12番、大西議員。

○大西克美議員

それともう一点だけ。この保険料は2年後に値上げになるような感じがしているわけですがけれども、2年後に値上げしなければやっていけないのか、というこ

とです。新しい体制を作って、新しい保険料を定めて、また2年後に保険料を改定していく。このあたりが今、本当に理解を得られていないのに、理解された頃にまた値上げということでは問題が出てくるのではないかと思っています。

そこで、このことについて将来の展望をおたずねします。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（中出実君）

事務局長。

○事務局長（安田謙君）

ご案内のとおり後期高齢者医療制度につきましては、この中で2年間をスパンとした計画を立てるようにされています。

今回、20年度と21年度の均等割額と所得割率をお示しさせていただきましたところ。この保険料の均等割額と所得割率を算定させていただく前提としまして、平成18年度の医療費をベースにしまして国の算定基準によって20年度を4.8%の増、21年度を5.6%の増で積算させていただいています。

20年度は診療報酬改定の年とお聞きしていますし、そのことも見込んで国のほうが伸び率を計算してきていると思いますので、20、21年度を運営させていただいて22年度については、21年度のその時に料率等々の見直しをさせていただかなければならないことになりましたら、22年度から2年間を目途として計画を立てさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中出実君）

大西議員、よろしいでしょうか。

○大西克美議員

はい。

○議長（中出実君）

他に質疑はございますか。

○小坂勝宏議員

議長。

○議長（中出実君）

15番、小坂議員。

○小坂勝宏議員

広域連合が主体となってそのPRの主体者となる、これは当然のお話でございます。平素の状況から見てみますと、75歳以上の方は平素から情報に触れる機会がない、あるいは情報に触れてもそれを積極的に理解をしていくという意識が薄くなる。こういった相手の特徴を押さえたPRをしていかなければならない、と私は思います。

そのためには、どうして下さいと言うわけではありませんが、人間系のルートを通じて何らかのコミュニティとか、老人会とか、いろいろな会合とかそういうところで、ともかくどんどんPRをしていかないと、曲がった形で伝わると、市町の窓口で非常に混乱します。そういう点では広域連合もさることながら市町の担当者も一緒にがんばらなければならないと思います。その際には、広域連合側からはPR用の資料とか特に高齢者に分かりやすく書かれた資料をたくさん用意して欲しいと思います。

それともう1点。社会保険は数多くありますが、広域連合から徹底してそれぞれの社会保険の保険者から組合員並びに被保険者の方に丁寧に説明して下さい、とお願いをし、更に説明をしたかどうか社会保険の保険者から返事をもらうというぐらいにしっかりとしてもらうのが大事だと思います。そういう点でも広域連合のがんばり場所があるのではないかと思います。また、市町も地域の特性を踏まえたPRの仕方を考えなくてはいけない、そういうふうに思いますので合わせてよろしくをお願いします。

私どもの市の議会からも特にPRをしっかりやってもらうように、と言われていました。その辺も踏まえた発言をしました。よろしくをお願いします。

○議長（中出実君）

要望ですか。

○小坂勝宏議員

答弁がいただければうれしいです。

○議長（中出実君）

いかがでしょうか。事務局長。

○事務局長（安田謙君）

先程の一点目の相手の特徴を踏まえた制度の周知につきましては、私どもは紙ベースによる広報におきましても分かりやすい表現に努めたパンフレット等々を作成させていただき予定をしており、それに伴ったPRをさせていただきたいと思っています。

また、二点目の健康保険組合等の保険者や被保険者への制度周知につきまして、国による制度周知の他に県内の健康保険組合が構成員になっています、三重県保険者協議会という団体がありますので、それらの団体を通じて周知を図っていった制度の理解に努めていきたいと思えます。

○議長（中出実君）

小坂議員よろしいでしょうか。

○小坂勝宏議員

はい。

○議長（中出実君）

再質疑どうぞ。

○小坂議員

くどいようですが、社会保険の事業主体がどこまでちゃんとやったかということ、この広域連合から確認するというぐらいのしつこさをもって望んでいただかないと、そこに大きな穴が開く恐れがありますので、どうぞよろしく願います。

○議長（中出実君）

要望ですか。

○小坂勝宏議員

はい。

○議長（中出実君）

では、他に質疑はございますか。

○田代兼二郎議員

議長。

○議長（中出実君）

25番、田代議員。

○田代兼二郎議員

失礼します。実は今日の会議に臨むにあたって、朝、担当課長に、私は今日は反対してきますよ、と言いました。そうしたら、いくつか質問事項があれば出して下さい、と言われたんですけども、私は全てに亘って基本的に問題があると思っています。

私は当初、後期高齢者医療制度を立ち上げる時に問題点がいくつかあったけれどもやむを得ないという形で百歩譲ってきたつもりです。しかし、ここに至って国が国自身が作った制度にかかわらず、いわゆるブレているわけです。特に保険料の軽減については、参議院選挙後、ブレているわけです。これはいったいどういうことかと。問題点が明らかにされていないまま進んでいる。そして、結果的には、負担はそれぞれの市町村、そして格差社会の中で苦しんでいる住民の人、それも75歳以上の方にまで負担を強いている。

皆さんご存知かと思いますが、既に50年前に岩手県の沢内村、今は合併して西和賀町でございますけれども、60歳以上の方は無料になっているわけです。そのような中で、予防医療が進められて国保料金がどんどん下がっていった経緯があります。具体的にあれこれ言っていますと1時間以上かかってしまいますけれども、そういう形の中で、私は後期高齢者のこれからの基本的な考え方として予防医療、在宅医療、介護医療などの医療費を少なくしていく、これが大事なことでありますし、期待をしていたわけです。けれども、条例の第3条の健康診査では、私は本当にお年寄りのために医療制度の精神からいけば、少なくとも非課税世帯の受診料については、無料とするのが当たり前であろうと思っています。

それから、1つ質問で聞いておきたいのですが、いわゆる被扶養者の保険料が2年間なり半年間なりが無料になりますよね。この負担については恐らく国がしてくれるのではないかと思いますけれども、概算で結構ですから、三重県でお金がどれくらいになるのかお聞きしたい。

それともう1つお聞きしたいのが、実際にそれぞれの市町が、この12月補正予算でプログラムの修正費を組んでいると思います。これも本来、私は国が出すべきじゃないかと思うのですけれども、このことについてご回答をお願いします。

○議長（中出実君）

答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（安田謙君）

健診事業の一部負担金について、ご答弁させていただきます。

後期高齢者の健診事業については、広域連合の努力義務でございます。また、国庫補助金の本人一部負担金基準額が定められていることなどから、広域連合では本人負担金を一部お願いするようにした次第です。

国の本人一部負担基準額では、健診費用に対し住民税の課税世帯が3割、非課税世帯が1割負担とされており、広域連合が想定している一人当たり最大健診費用9千270円にこの比率を適用した場合、本人一部負担金が住民税の課税世帯で3割の2千700円程度、非課税世帯で1割の900円程度になります。

このことから、広域連合では、本人負担の軽減、受診率の向上を考慮させていただきまして、国が定めております一部負担金の基準額を5分の1程度にさせていただき、課税世帯については500円、非課税世帯については200円とさせていただいた次第です。

次にプログラムの修正についてですが、ご案内のとおり凍結分の保険料につきましても国が負担するというプロジェクトチームの取り組みもございますし、それに伴う市町の電算システムの修正につきましても国のほうで補正予算を念頭においた答えが私どもに返ってきています。まだ、数字的には示されてきていませんが、そのあたりも見極めていきたいと思っています。

それと被扶養者の概算の保険料ですが、手持ちがございませんので議長よろしく申し上げます。

○議長（中出実君）

残余の答弁でございますが、具体的な数字が必要となるご答弁かと思えます。現在、資料がございませんので暫時休憩とします。

午後2時48分 休憩

午後2時55分 開議

○議長（中出実君）

それでは会議を再開いたします。答弁を求めます。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（中出実君）

事務局長。

○事務局長（安田謙君）

失礼いたしました。被用者保険の被扶養者の概算でございますが、私どもが被保険者として見込んでいる215,899人に対して19%ぐらいの方が被用者保険の被扶養者で41,000人強と見込んでいまして、これを均等割額の部分を積算させていただきますと全体で14億5千万円程度になってこようかと思っております。この額の20分の19を公費で負担をするということになり、国がその半分程度、あとの半分を保険基盤安定化の中で県が4分の3、市町が4分の1という割合で通常の軽減分も含まれた中での対応というふうに考えさせていただいております。

以上でございます。

○田代議員

議長。

○議長（中出実君）

25番、田代君。

○田代兼二郎議員

先程の電算修正の関連ですけれども、これは広域連合自体のプログラムの修正がありますね。それから同時にそれぞれの市町がしなければならないプログラム修正がありますね。この分も国の負担はあるんですか。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（中出実君）

事務局長。

○事務局長（安田謙君）

おっしゃられるとおり、私どものプログラムも修正させていただかなくてはなりませんし、最も普通徴収等々で影響がありますのが、市町のプログラム修正のほうにウェイトが大だと思います。私どもがお聞きしていますのが、被用者保険の被扶養者に対するプログラムの修正につきましては、国のほうに対応するとお聞きしていますが、ただいくらぐらいになるのかはお示しを受けていませんので、分かり次第、市町と連携をとらせていただきたいと思います。よろしくお願ひし

ます。

○議長（中出実君）

田代議員よろしいでしょうか。

○田代兼二郎議員

はい。

○議長（中出実君）

では、他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論の発言通告はございませんが、皆様よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第13号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中出実君）

次に日程第12、議案第14号「三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正について」、日程第13、議案第15号「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部の改正について」以上、議案2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）
議長。

○議長（中出実君）
松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

次に議案第14号、三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正、及び議案第15号、三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部の改正につきましては、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、国家公務員法が一部改正され、日本郵政公社の役員及び職員が国家公務員の規定から除外されたことに伴い、条文の整理を行おうとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（中出実君）
本案について、質疑を行います。質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）
これにて質疑を終わります。
これより、討論に入ります。討論の発言通告はございませんが、皆様よろしいでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。議案第14号及び議案第15号の議案2件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）
ご異議なしと認めます。よって、議案第14号及び議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中出実君）

次に日程第14、議案第16号「平成19年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（中出実君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第16号「三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億2千314万9千円を増額し、補正後の予算総額は、5億7千771万2千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長より説明いたします。

○事務局長（安田謙君）

議長。

○議長（中出実君）

事務局長。

○事務局長（安田謙君）

詳細につきまして、ご説明させていただきます。

4ページをお願いします。初めに歳入から款の順序に従いまして説明いたします。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町負担金は、2億2千93万2千円の増額で、これは市町分賦金の増額でございまして、広域連合規約に基づきまして均等割10パーセント、人口割45パーセント、高齢者人口割45パーセントでお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。第2款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は、90万円の増額で、前年度からの繰越金でございます。

第3款諸収入、第1項雑入、第1目雑入は、131万6千円の増額で、広域連

合準備経費の精算金でございます。

7ページをお願いいたします。第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目
利子及び配当金は、1千円の計上で、財政調整基金の利子でございます。

8ページをお願いいたします。続きまして、歳出でございます。第2款総務費、
第1項総務管理費、第1目一般管理費といたしまして、2億2千314万9千円
の増額でございます。

報償費といたしまして、26万4千円の増額で、5月に設置をさせていただきました
三重県後期高齢者医療広域連合運営協議会委員の報償費でございます。

需用費は、286万8千円の増額で、制度周知用のポスターやリーフレット等
の印刷代などでございます。

役務費は、5千330万円の増額で、平成20年3月に予定しています被保険
者証の郵送料などの通信運搬費でございます。

委託料は、1億2千29万7千円の増額で、財務会計システム開発委託料22
3万2千円、広域連合電算処理システム事業委託料1億1千699万8千円が主
なものでございます。

使用料及び賃借料は、4千593万6千円の増額で、電算システムの機器借上
料でございます。

負担金、補助及び交付金は3万3千円の増額で、地方自治情報センターの負担
金でございます。

積立金といたしまして、財政調整基金積立金45万1千円を計上させていただ
いてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中出実君）

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論の発言通告はございませんが、皆様よろしい
でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第16号について、原案のとおり可決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中出実君）

日程第15、議案第17号「三重県市町公平委員会への加入に関する協議について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（中出実君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第17号、三重県市町公平委員会への加入に関する協議につきましては、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、三重県内の市町、一部事務組合及び広域連合が効率的な公平委員会を運営するために共同設置している三重県市町公平委員会に加入するため、三重県市町公平委員会共同設置規約を定めることについて、関係地方公共団体と協議することに関しまして、提案するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（中出実君）

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論の発言通告はございませんが、皆様よろしい

でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これをもちまして、討論を終わります。これより採決を行います。議案第17号について、原案のとおり協議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり協議することに決定されました。

○議長（中出実君）

日程第16、議案第18号、「三重県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（中出実君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第18号、三重県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成につきましては、三重県における後期高齢者医療制度の広域的な調整を図りながら、広域行政を円滑に行うため、地方自治法第291条の7第1項の規定により、三重県後期高齢者医療広域計画を定めようとするものであります。

広域計画は、1つ目に広域計画の策定にあたって、2つ目に広域連合の基本方針、3つ目に広域連合及び関係市町が行う事務、4つ目に広域計画の期間及び改定に関することの4つの項目にまとめており、広域連合の基本方針では、関係市町と連絡調整を緊密に図りながら、「高齢者の医療の確保に関する法律」の趣旨を尊重し、被保険者である75歳以上の高齢者等が世代の不利益なく継続して必要な医療や保健に関するサービスを受けることができるよう、所要の施策を実施

していくものとしております。

また、広域化のスケールメリットを活かした財政の安定化と後期高齢者医療に要する費用の適正化を図ることにより、後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われるよう努めるものとしております。

広域計画の期間及び改定につきましては、平成19年度から平成23年度までの5年間とし、その後5年間で単位として見直しを行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（中出実君）

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論の発言通告はございませんが、皆様よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これをもちまして、討論を終わります。これより採決を行います。議案第18号について、原案のとおり作成することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり作成することに決定されました。

○議長（中出実君）

議案整理のため、暫時休憩をいたします。

午後3時08分 休憩

午後3時10分 開議

○議長（中出実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中出実君）

日程第17、議案第19号「監査委員の選任同意について」を議題とします。
地方自治法第117条の規定によって、議席番号4番、笹岡秀太郎議員の一身上
に関する事件のため、本件の審議終了まで退席されますようお願いいたします。

〔4番 笹岡秀太郎離席・退場〕

○議長（中出実君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（中出実君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第19号、監査委員の選任同意につきましては、議会のうちから選任する
監査委員として、笹岡秀太郎議員を選任いたしたく、本議会の同意をお願いする
ものであります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（中出実君）

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これにて質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論の発言通告はございませんが、皆様よろしい
でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

これより採決を行います。議案第19号について同意することにご異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中出実君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は、同意することに決定しました。

退席中の笹岡秀太郎議員の入場を許可します。

〔4番 笹岡秀太郎入場・着席〕

○議長（中出実君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。これにて、会議を閉じます。

平成19年第2回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でございました。（拍手）

午後3時12分 閉会